

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様
今 治 市 議 会 議 長 藤 原 秀 博 様

今治市監査委員 木 原 盛 展
同 渡 部 豊

監査結果の報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく令和 6 年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出する。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象 総務部 総務政策局
総務調整課（桜井財産区含む）、人事課、契約課、財政課、
納税課、市民税課、資産税課

3 監査の期間 令和 6 年 4 月 5 日～令和 6 年 6 月 24 日

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和 5 年度における総務部主管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、概ね適正に処理されていたが、事務執行の一部において改善等を要する事項が見受けられた。各課の事務分掌、指摘事項等については、次のとおりである。

総務調整課

【事務分掌】

- (1) 市の儀式に関すること。
- (2) 愛媛県証紙条例に基づく、愛媛県証紙売りさばき人の指定及び指定の取消しに関すること。
- (3) 庁議の庶務に関すること。
- (4) 不当要求行為等の防止に関すること。
- (5) 市政の総合調整に関すること。
- (6) 褒賞及び表彰に関すること。
- (7) 町及び字の区域の新設等の告示に関すること。
- (8) コンプライアンスに関すること。
- (9) 文書及び公印の管理に関すること。
- (10) 公告式に関すること。
- (11) 条例、規則、規程等及び重要文書の審査に関すること。
- (12) 情報公開に関すること。
- (13) 個人情報保護に関すること。
- (14) 行政不服審査の審理手続に関すること。
- (15) 市庁舎の整備及び管理に関すること。
- (16) 公会堂及び市民会館の運営管理に関すること。
- (17) 普通財産の管理及び処分に関すること。
- (18) 市有財産の有効活用に関すること。
- (19) 財産区有財産の管理に関すること。
- (20) 土地開発基金に関すること。
- (21) 行政改革の推進に関すること。
- (22) 職員の働き方改革の推進(業務効率化及び生産性向上)に関すること。
- (23) 行政評価に関すること。
- (24) 指定管理者制度等行政経営に関すること。

【指摘事項等（総務調整課）】

(指摘)

- 1 週休日の振替が未取得の職員がいたので、今後は期限までに取得できるよう、条例及び規則のとおり適正に運用されたい。
- 2 所管施設の消防設備等保守点検業務報告書に記載された不良箇所について、改善されていないものが見受けられたので、速やかに対応するようにされたい。

また、所管施設の防火対象物点検報告書において、自主点検や消火訓練及び避難訓練の未実施等が記載されていたものがあったので、適正に実施するようにされたい。

- 3 平成 30 年度の建物定期点検で「要是正」の指摘を受けているにも関わらず、改修が行われていない事例が見受けられた。当該ブロック塀については、関係課と協議を行い、早急に修繕等の対策をとられたい。
- 4 使用料等の歳入事務について、以下の事例が見受けられたので、適正に事務処理されたい。
 - ① 収納した歳入金現金受払簿に記載されていないもの。(本庁・支所目的外使用料)
 - ② 使用料の納付が、今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第 3 条で定める方法(前納)となっていないもの。(本庁目的外使用料)

(意見)

- 1 令和 5 年度にコンプライアンス推進基本方針を策定し、令和 6 年度はリスクチェックシートを作成やコンプライアンス研修を実施しているが、策定した方針に実効性を持たせるため、また職員へのコンプライアンス定着に向けて、引き続き各施策の実施を検討されたい。
- 2 所管施設の各設備保守点検業務報告書等に要改善事項や不具合に繋がる事項が記載されているものについては、現状を確認のうえ、今後の対応の記録を残すようにされたい。
- 3 丹下健三建築である市民会館については、建築から 59 年が経過し、修繕をしながら、利用を継続している所である。今後の方針については、他課が策定する今治市中心市街地まちづくり基本計画の策定後となるが、建物としての在り方(主に何に使うか)を明確にした上で、今後の方針を検討されたい。
- 4 共用車については、数年前からは車両にドライブレコーダーを導入し、今年度から購入する車両にはバックモニターを搭載する等、事故の減少に向けた取組みを行っている。しかしながら、車両に傷やへこみ等があっても報告がなされていない事例が少なからず見受けられた。

共用車を使用した際に傷やへこみ等をつけた場合や見つけた場合は、必ず報告がなされる体制を整備するとともに、職員の安全意識向上を徹底されたい。

【指摘事項等(桜井財産区)】

なし

人 事 課

【事務分掌】

- (1) 職員の人事管理及び服務に関すること。
- (2) 職制に関すること。
- (3) 職員の給与に関すること。
- (4) 職員の旅費の算出基準に関すること。
- (5) 職員の福利厚生及び公務災害補償に関すること。
- (6) 職員の共済事務に関すること。
- (7) 職員の人財開発に関すること。
- (8) 行政組織及び事務分掌に関すること。
- (9) 職員のハラスメント対策に関すること。
- (10) 職員の健康管理に関すること。
- (11) 職員の働き方改革の推進(労務管理)に関すること。

【指摘事項等】

(意見)

- 1 週休日の振替について、人事課発出の「週休日の振替等の取扱いについて」では、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行い休日数の確保や健康管理に努めることとしているところ、土曜日以外の週休日の出勤について、時間外勤務手当での対応となっていた。働き方改革を進めている中、今後は振替休暇の取得をされたい。
- 2 勤怠管理システムの導入は、職員の出退勤、休暇、時間外勤務の確認作業などが時間短縮されるほか、職員の勤怠管理が正確に行えることで事務の効率化につながることを期待されるため、他課の定期監査で指摘されているようなミス（時間外勤務事務の間違い、週休日の振替・休日の代休・時間外勤務代休の未取得など）が起こりにくいシステムとなるよう引き続き準備を進め、適切な労務管理となるように努められたい。
- 3 定年延長制度について「今治市職員の定年に関する条例」や「年齢60年に達する職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則」により、60歳に達する職員に対してその前年度に情報提供及び勤務の意思確認を行っている。本制度は、職員の生涯設計に少なからず影響を与えることになると思われるため、より早い時期に情報提供を行うなど本制度の理解が得られるように努められたい。

契 約 課

【事務分掌】

- (1) 工事(建設事業に直接関係する委託料及び1件50万円を超える維持修繕を含む。)の入札及び契約に関すること。
- (2) 用品の調達及び検収並びに不用品の処分に関すること。
- (3) 委託の適正化に関すること。
- (4) 工事(建設事業に直接関係する委託料及び1件50万円を超える維持修繕を含む。)の設計審査に関すること。
- (5) 工事(建設事業に直接関係する委託料及び1件50万円を超える維持修繕を含む。)のしゅん工検査に関すること。
- (6) 工事(建設事業に直接関係する委託料及び1件50万円を超える維持修繕を含む。)の技術の管理及び指導に関すること。

【指摘事項等】

(意見)

- 1 契約課内で、特定の係・職員に時間外勤務が集中していたので、負担が過重にならないよう、業務の調整を行うなど労務管理を適正に行われたい。

財 政 課

【事務分掌】

- (1) 財政計画に関すること。
- (2) 予算の編成及び執行の管理に関すること。
- (3) 地方交付税に関すること。
- (4) 市債及び一時借入金に関すること。
- (5) 指定金融機関に関すること。
- (6) 市議会に関すること。

【指摘事項等】

(意見)

- 1 令和5年度は令和4年度と比較して長時間勤務の改善は図られているものの、職員の健康管理において配慮すべき長時間勤務の状況や、時間外勤務代休の一部未取得が確認された。令和6年度以降、本市は働き方改革を推進しており、職員の健康への配慮並びに負担軽減のためにも、各取組を積極的に実施し、長時間勤務の改善を図られたい。

納 税 課

【事務分掌】

- (1) 市税及び介護保険料の徴収に関すること。
- (2) 個人県民税及び森林環境税の徴収に関すること。
- (3) 市税等の還付及び充当に関すること。
- (4) 嘱託徴収及び受託徴収に関すること。
- (5) 市税等の口座振替による収納手続の総括に関すること。
- (6) 債権管理の総括に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 令和5年1月から軽自動車に係る軽自動車税の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインのシステムで確認できるようになり、軽自動車の車検（継続検査）の際に、軽自動車（種別割）納税証明書の提示が原則不要になっている。現在行っている軽自動車税（種別割）を口座振替で納付した者（排気量250ccを超える小型二輪は除く）に対するその納税証明書（継続検査用）の郵送について、廃止されたい。

(意見)

- 1 令和4年度末の本市のすべての滞納債権の収入未済額については、前年度に対し増加している。滞納対策等を適切に実施することは、市民負担の公平性の確保と財政の健全化の観点から重要である。本市が保有する債権の適正な管理と早期の滞納整理に取り組むため、納税課が、愛媛県地方税滞納整理機構との関わりや研修等で培った知識やノウハウを活かし、債権所管課に対し、指導・助言などの積極的な支援を実施されたい。また、資力がありながら納付しない滞納者には、財産調査、差押え、公売などの措置を執るという強い姿勢のもと、なお一層の滞納整理に努められたい。

市 民 税 課

【事務分掌】

- (1) 税制に関する法令及び調整に関すること。
- (2) 個人市県民税及び森林環境税の賦課並びに法人等市民税の申告納付等に関すること。
- (3) 国民健康保険税及び介護保険料の賦課に関すること。
- (4) 軽自動車税の賦課に関すること。
- (5) 市たばこ税及び入湯税の申告納付に関すること。
- (6) 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び森林環境譲与税に関すること。
- (7) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び環境性能割交付金に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 入湯税については、市税条例第 145 条第 3 項により、特別徴収義務者は、申告・納付ともに翌月 15 日までに行わなければならないが、申告・納付ともに期限後であるものが見受けられた。申告・納付ともに期限内に行われるように、納税課と連携し、特別徴収義務者に指導されたい。

(意見)

- 1 税制改正に伴い令和 6 年度に実施される個人住民税の特別税額控除(定額減税)について、可能な限り期限内に処理ができるよう迅速で円滑な事務の執行に努められたい。また、住民からの問い合わせにスムーズな対応ができるような態勢の整備に取り組まれたい。

資 産 税 課

【事務分掌】

- (1) 固定資産税の賦課に関すること。
- (2) 特別土地保有税の賦課に関すること。
- (3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (4) 不動産取得税の賦課資料に関すること。
- (5) 旧土地台帳の副本に関すること。
- (6) 相続税法第 58 条の通知に関すること。
- (7) 地籍図に関すること。

【指摘事項等】

なし